

## 審査基準整理票

処分名	死体解剖の許可		
根拠法令名	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）	（条項）第2条第1項	
基準法令名	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）	（条項）第2条第2項	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	—日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文書の名称【 】</li><li>・掲載図書等【 】</li><li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li></ul> <p>[死体解剖の許可に係る審査基準]</p> <p>死体解剖の許可に係る審査基準については、基準法令の規定のほか、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なことから、申請書及び添付書類の提出により、個別に審査する。</p>			

## 参 考

### [根拠法令・基準法令]

#### 死体解剖保存法

#### 第二条

- 1 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - 一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合
  - 二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合
  - 三 第八条の規定により解剖する場合
  - 四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条（第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八條第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合
  - 五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合
  - 六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合

合

- 2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。
- 3 略

### [参考法令]

#### 死体解剖保存法施行規則

#### 第一条

死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号。以下法という。）第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、死亡の事実を証明する書類（第一号書式）及び解剖に関する遺族の承諾書（第二号書式）又は法第七条第二号の規定に該当することを証する証明書（第三号書式）並びに医師及び歯科医師でない者にあつてはその履歴書を添えて、解剖をしようとする地の保健所長に提出しなければならない。

- 一 住所、氏名及び年令
- 二 医師又は歯科医師であるときはその旨
- 三 解剖を必要とする理由
- 四 解剖をしようとする場所
- 五 解剖に関する履歴の詳細（解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数等を明記のこと。）

\* 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。